

FMCだより

4
2012

4月1日といえば、日本では新しい年度のスタートする日になっています。
入学、進学、新入社員などフレッシュな人たちがあふれるこの時期、心も
新たにがんばっていきたいと思います。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせ
ください。



税理士法人 F M C

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号

TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830

～原則4月取得分から適用開始～

定率法償却率の改正



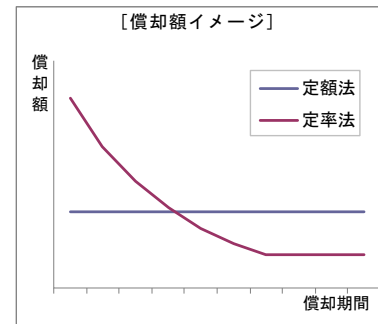
ですから



すでに昨年11月に成立、12月に公布された税制改正のうち、原則平成24年4月1日以後取得分から適用が開始される、定率法償却率の改正についてお届けします。

定率法償却率の改正

定率法とは、減価償却を計算する際に用いる償却方法の一つで、償却期間の初期に償却額が多いのが特徴です。一方、他の償却方法である定額法は償却額が毎期一定額のため、期毎に計上する減価償却額は両者で異なります。（右償却額イメージ参照）



従来の定率法の償却率は、いわゆる“250%償却”でした。この250%とは、定額法の償却率に対して250%の償却率を意味します。改正後は、定額法の償却率に対して200%、つまり2倍の償却率に改正がされました。

例えば、耐用年数10年の場合、定額法の償却率は0.100です。従来の定率法の償却率は、 $0.100 \times 250\% = 0.250$ でした。これが改正後には、 $0.100 \times 200\% = 0.200$ となります。

例. 取得価額3,000万円 耐用年数6年 期首事業供用の場合
定率法を適用して減価償却額を計算した場合（初年度）

改正前：3,000万円 $\times$ 0.417 = 1,251万円

改正後：3,000万円 $\times$ 0.334（※） = 1,002万円

※定額法償却率0.167 $\times$ 200% = 0.334

この償却率の改正は、原則として平成24年4月1日以後の取得分から適用が開始されます。ただし、3月末決算法人以外は、事業年度の途中から適用される償却率が異なることとなり、事務上煩雑となります。そのため、適用開始初年度（3月末決算法人以外の法人で平成24年4月1日が含まれる事業年度）中の取得分は、従来の250%償却率を用いて計算することができ経過措置が設けられています。この経過措置の適用に関しては、何ら手続きを取る必要はありません。どちらが自社にとって有利となるのかは申告にあわせ、十分に検討する必要があります。

例. 12月決算の場合

原則	250%償却	200%償却
	1月	12月
経過措置	250%償却	
	H24.4.1	



損金として認められる 寄附金の限度額改正

昨年の12月に公布された税制改正のうち、法人が損金として認められる寄附金の限度額改正について、確認をしたいと思います。

1. 法人が損金として認められる寄附金の限度額

法人が見舞金や拠出金、寄附金などの金銭、物品その他経済的利益の贈与又は無償の供与を行った場合には、交際費や広告宣伝費、福利厚生費となるもの等を除き、法人税法上は寄附金として取り扱います。

法人税法上の寄附金は、原則として右表の3つに分けて、それぞれ損金として認められる金額を計算します。

右表②及び③の「一定の金額」とは、同一の金額ではなく、それぞれ損金算入限度額の計算を行います。これらの損金算入限度額が今回改正されました。

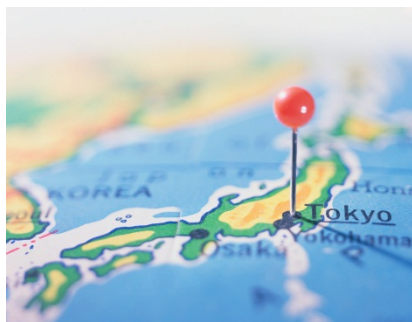
区分	例	損金算入限度額
①指定寄附金等の金額	国や地方公共団体への寄附 等	支出した金額全てが損金となります。
②特定公益増進法人等に対する寄附金額	公益法人、認定NPO法人への一定の寄附 等	一定の金額までが損金となります。
③一般の寄附金額	神社の祭礼への寄贈金 等	一定の金額までが損金となります。

2. 改正された寄附金の損金算入限度額

例えば株式会社の損金算入限度額は、それぞれ次のように改正されました。

損金算入限度額	例：資本金 1,000 万円 所得 5,000 万円の場合
(1) 特定公益増進法人等に対する寄附金に係る損金算入限度額 $\left\{ \left(\frac{\text{事業年度終了時の資本金等の額}}{12} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} \right) + \left(\frac{\text{事業年度の所得の金額}}{100} \times \frac{6.25}{100} \right) \right\} \times \frac{1}{2}$ ※()内数字が改正前、太文字が改正後	(改正前) 1,262,500 円 (改正後) 1,581,250 円
(2) 一般の寄附金額に係る損金算入限度額 $\left\{ \left(\frac{\text{事業年度終了時の資本金等の額}}{12} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} \right) + \left(\frac{\text{事業年度の所得の金額}}{100} \times \frac{2.5}{100} \right) \right\} \times \frac{1}{4}$ ※()内数字が改正前、太文字が改正後	(改正前) 637,500 円 (改正後) 318,750 円

この改正は、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。特に、医療法人が関連する社会福祉法人へ上記(1)を適用して寄附を行う場合、損金として認められる額が多くなりましたので、試算する際には気をつけましょう。



労務情報

3月分より 協会けんぽの健康保険料率が 引き上げられました

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率が、平成24年3月分より引き上げられました。今回の健康保険料率の改定では、全国平均で0.50%の引き上げとなり、その結果、全国平均で10.00%に達しました。

平成24年3月分からの協会けんぽの健康保険料率

協会けんぽの保険料率は、平成21年9月より、全国一律の保険料率から各都道府県支部別の保険料率に変更となりました。その後、保険料率の引き上げが続いており、平成24年3月分から適用される保険料率は下表のとおりとなっています。

平成24年3月分からの健康保険料率（各都道府県支部別）

支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率
北海道	10.12%	東京都	9.97%	滋賀県	9.97%	香川県	10.09%
青森県	10.00%	神奈川県	9.98%	京都府	9.98%	愛媛県	10.03%
岩手県	9.93%	新潟県	9.90%	大阪府	10.06%	高知県	10.04%
宮城県	10.01%	富山県	9.93%	兵庫県	10.00%	福岡県	10.12%
秋田県	10.02%	石川県	10.03%	奈良県	10.02%	佐賀県	10.16%
山形県	9.96%	福井県	10.02%	和歌山県	10.02%	長崎県	10.06%
福島県	9.96%	山梨県	9.94%	鳥取県	9.98%	熊本県	10.07%
茨城県	9.93%	長野県	9.85%	島根県	10.00%	大分県	10.08%
栃木県	9.95%	岐阜県	9.99%	岡山県	10.06%	宮崎県	10.01%
群馬県	9.95%	静岡県	9.92%	広島県	10.03%	鹿児島県	10.03%
埼玉県	9.94%	愛知県	9.97%	山口県	10.03%	沖縄県	10.03%
千葉県	9.93%	三重県	9.94%	徳島県	10.08%		

全都道府県のうち、最も高い保険料率は佐賀県の10.16%で、今回の保険料率の引き上げ幅も全国で最大となっています。一方、最も低い保険料率は、長野県の9.85%であり、佐賀県と長野県の保険料は0.31%もの開きがあり、昨年よりも0.10%広がっています。これらは都道府県の格差が大きくなり過ぎないように緩和措置を取った結果の保険料率であり、この措置が終了すると、この格差はさらに広がる可能性があります。なお、この保険料率は会社と被保険者が折半で負担することになっています。

同時に引き上げとなる介護保険料率

介護保険の保険料率は毎年見直しが行われることとなっており、平成24年3月分より1.55%となりました。なお介護保険料率は全国一律で、1.51%から0.04%の引き上げです。

医療費の増大などを背景とした今回の保険料率の引き上げは、被保険者である従業員や会社に大きな負担を強いることとなります。会社は、保険料率の引き上げについて、早めに従業員へ告知を行っておきたいものです。





経営情報

コスト削減という視点で 環境保全を考える

貴社では、地球環境にやさしい取組を行っていますか。ここでは、実際に企業が環境保全のために実施している取組のうち、多く行われているものをご紹介します。

クール・ビズが一番

環境省が平成24年1月27日に発表した、「環境にやさしい企業行動調査結果（概要版）」（※）から、調査対象企業が22年度に環境保全に関して実施した取組の上位10項目をまとめると、右表のようになります（複数回答）。

調査対象となった企業は、環境保全に関して具体的な目標を設定していると回答した2,578社ですが、最も実施されている取組内容は、「クール・ビズ運動実施」でした。調査対象の93.8%で行われています。また、「省エネルギー・省資源の推進」、「印刷、コピー、事務用品等の削減」も90%以上の企業で行われています。なおこの上位10項目は、21年度においても順位の差こそあれ、上位10項目となっていました。

環境保全に関して実施している取組
（上位10項目：複数回答）

（単位：％）	
取組の種類	実施割合
クール・ビズ運動実施	93.8
省エネルギー・省資源の推進	91.9
印刷、コピー、事務用品等の削減	91.7
オフィス廃棄物発生抑制、リサイクル推進	84.5
二酸化炭素排出量削減	76.8
産業廃棄物発生抑制、リサイクル推進	76.8
従業員に対する環境教育の実施	73.7
社内の環境管理体制の整備	73.4
エコドライブの普及・推進	65.5
廃製品、容器包装等回収・リサイクル推進	59.6

環境省「環境にやさしい企業行動調査結果（概要版）」
より作成

ちなみに、「ウォーム・ビズ」については、実施している取組の上位10項目からはもれており、クール・ビズほど取り組まれていないことがわかります。

コスト削減にも役立つ環境保全活動を

東日本大震災に伴う原発事故の影響で、23年の夏や23～24年の冬季において、節電に取り組む企業が例年に比べ増えていることと思われます。上記の結果は22年度のもののため、23年の状況ではありませんが、「クール・ビズ運動実施」や「省エネルギー・省資源の推進」に取り組んだ企業はもっと増えていることが予想されます。

上の10項目にあるような環境保全のための取組には、コスト削減にも役立つものも含まれます。業種や業態によって、具体的に実施することは異なりますが、企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いていることから、コスト削減にも役立つ環境保全活動は今後も様々な形で実施されていくことでしょう。

これから環境保全活動に取り組む企業は、コスト削減という視点で自社の活動を検討すると、実施しやすいかもしれません。

（※）環境省「環境にやさしい企業行動調査結果（概要版）平成22年度における取組に関する調査結果」

平成23年9月～10月にかけて行われた調査です。調査対象は東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業2,384社、従業員500人以上の非上場企業及び事業所4,293社の合計6,677社で、有効回答数合計は2,923社（43.8%）となっています。

詳細は以下の環境省のサイトで確認できます。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14752>



医療情報

医師や看護師の初任給の推移

4月は新年度の始まりです。新入職員が加わるという医療機関もあることでしょう。ここでは、新入職員が初めて手にする給与、初任給に関するデータをご紹介します。

初任給が前年割れしている職種が多い

人事院が毎年発表している「民間給与の実態（職種別民間給与実態調査の結果）」（※）から、平成19年以降の医師や看護師、准看護師など医療関連職種別の初任給の推移を示すと、以下のようになります。

医療業の職種別初任給の推移

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	対前年 増減率
	(円)					(%)
医師	362,963	381,773	383,717	442,926	405,581	-8.4
看護師	205,010	203,397	204,156	206,362	208,779	1.2
准看護師	165,933	170,340	176,112	173,812	173,633	-0.1
薬剤師	211,444	206,385	212,351	222,611	216,470	-2.8
診療放射線技師	196,112	191,880	191,124	199,608	189,787	-4.9
栄養士	大学卒	176,589	172,874	180,023	178,736	-4.6
	短大卒	156,577	159,393	162,653	152,145	2.8

人事院「民間給与の実態」より作成

職種別の主な特徴は、以下の通りです。

医師

対象職種の中では初任給が最も高い。22年以降は40万円台を維持しているが、23年には8.4%の減少となった。

看護師

医師、薬剤師に次いで初任給の高い職種。20年に減少したものの、21年以降は増加傾向にある。

准看護師

20年以降は17万円台を維持している。ただし、21年をピークに22年、23年と減少が続けている。

薬剤師

医師に次いで初任給が高い職種。21年、22年と増加傾向にあったが、23年は減少に転じた。

診療放射線技師

22年までは19万円台を維持していたが、23年は減少に転じ19万円台を割り込んだ。

栄養士

大学卒は23年に減少に転じ、18万円台を割り込んだ。一方、短大卒は23年に増加に転じた。

今年の初任給はどのような状況になるでしょうか。

（※）民間給与の実態

各年4月分の最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の全国の事業所を対象にした調査です。なお、23年のデータについては、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県が調査対象から除かれています。詳細は以下の人事院のサイトで確認できます。

http://www.jinji.go.jp/toukei/0311_minkankyuuyo/0311_ichiran.htm

4月から新入社員を受け入れる事業者は、オリエンテーションをしっかりと行いましょう。また、月末からのゴールデンウィークは、休業日状況の確認を行いましょう。

2012年4月

お仕事備忘録

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

2. 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

3. 平成24年度の雇用保険料率

4. 国民年金保険料の引き下げ

5. 労働者名簿の調製

6. 新入社員のオリエンテーション

7. 暖房器具等の清掃、格納



1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

住民税の徴収方法を特別徴収で選択している事業者で、4月1日現在、昨年 of 給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、期限までにその社員が住んでいる市区町村長に届出をします。期限は原則4月15日ですが、今年は15日が日曜日であることから、4月16日が期限となります。

2. 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

5月のはじめは、ゴールデンウィークによる連休でバタバタしがちです。毎月10日が納付期限の源泉所得税や住民税等の支払には注意が必要です。4月中に納付の準備をしておくといでしょう。

3. 平成24年度の雇用保険料率

平成24年度の雇用保険料率は次のように引き下げとなります。

	保険料率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	1000分の13.5	1000分の8.5	1000分の5
農林水産・清酒製造の事業	1000分の15.5	1000分の9.5	1000分の6
建設の事業	1000分の16.5	1000分の10.5	1000分の6

4. 国民年金保険料の引き下げ

4月より国民年金保険料が引き下げられ、月額14,980円となります。

5. 労働者名簿の調製

新年度が始まりましたので、労働者名簿を調製する必要があります。退職者については退職日と退職事由を記入し、入社した者については新たに作成しておきましょう。また、この労働者名簿については退職の日から3年間は必ず保存しておくことになっています。

6. 新入社員のオリエンテーション

入社オリエンテーションでは、主に次のような事項を説明しなければならないので、もれのないように注意します。また新入社員への配付物あるいは新入社員からの提出物を確認しましょう。提出の必要な書類と提出期限を記載した資料を配付すると、提出もれを防止できます。

- ◆主な説明内容
 - ◇労働条件の説明 ◇社内ルール ◇諸届の方法 ◇年間行事予定
- ◆主な渡し物
 - ◇貸与物品 ◇配付物品
- ◆主な提出物
 - ◇誓約書 ◇身元保証書

7. 暖房器具等の清掃、格納

もう暖かくなりますので、不必要となる暖房器具などの清掃をし、格納をします。不良箇所などは後回しにせず、気づいたその場で修理依頼をしましょう。



2012.4

取引先のゴールデンウィークによる休業日の確認を行い、納期遅れや債権の回収もれを防ぎましょう。特に、月末月初の資金繰りは要注意です。



日	曜日	六曜	項 目
1	日	先勝	
2	月	友引	
3	火	先負	
4	水	仏滅	清明
5	木	大安	
6	金	赤口	
7	土	先勝	
8	日	友引	
9	月	先負	
10	火	仏滅	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（3月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	水	大安	
12	木	赤口	
13	金	先勝	
14	土	友引	
15	日	先負	
16	月	仏滅	●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
17	火	大安	
18	水	赤口	
19	木	先勝	
20	金	友引	穀雨
21	土	先負	
22	日	仏滅	
23	月	大安	
24	火	赤口	
25	水	先勝	
26	木	友引	
27	金	先負	
28	土	仏滅	
29	日	大安	昭和の日
30	月	赤口	振替休日 ●軽自動車税の納付 ※市町村の条例で定める日まで ●固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払（3月分）※5月1日期限 ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[1月～3月]について報告）※5月1日期限 ●最低賃金適用報告・最低工賃適用報告・預金管理状況報告 ※5月1日期限 ●安全衛生教育実施結果報告 ※5月1日期限